

令和6年度 浪江町ニホンザル管理対策事業仕様書

1. 事業目的

浪江町のニホンザルの群れのうち、高瀬川群は遊動域を高瀬川流域の東に広げ、今後、更に市街地方向（東方向）への進出が懸念されている。一方で、山麓線群は南方向（双葉町方向）への進出が確認されており、これらの地域でのニホンザルによる出没頻度の増加により、人身被害に加えて人との接触機会の増加などの問題が発生する恐れがある。

特に、高瀬川群には人に馴れた個体が存在し、人への威嚇行為や人の生活圏への侵入が観察されている。このため、これらの個体によるさらに深刻な被害を防ぐためには、早期の対策が必要である。

これまでの経緯を踏まえ、高瀬川群及び山麓線群の管理には、遊動域の変化、個体数の変動などの基礎情報を定期的に獲得し、人とニホンザルの安全な共存を目指すための方策を策定することが求められる。本事業では、高瀬川群および山麓線群の頭数や人馴れ度合いなどから被害低減に向けた群れ管理の方針決定を目的とする。

この事業は当初、令和3年度から5年度にかけて川房群を対象に実施していたが、高瀬川周辺等（令和5年3月に避難指示解除となった拠点区域周辺地域）におけるニホンザル被害も近年報告されている状況であり、当初想定していた川房群の管理のみだけでなく他群においても管理の必要性が生じたところから、令和6年度も事業を継続することとする。

2. 事業期間

契約締結日～令和7年3月24日

3. 捕獲対象鳥獣

ニホンザル

4. 事業区域

浪江町内

5. 事業受託者は、本業務について、契約締結後並びに完了後に速やかに、下記の書類を提出することとする。

（1）着手時

①業務計画書及び工程表

②着手届

③主任技術者選任届

（2）完了時

①業務完了届

6. 業務内容

(1) 打合せ (3回)

事業開始時、期間中、完了後にそれぞれ浪江町と受託業者及び関係機関での打合せを1回ずつ実施する。打合せの内容としては、事業期間中のスケジュールについての共有と進捗報告とし、その他共有必須と考えられる内容について情報共有を行う。

(2) GPS 発信機の装着及び測位データの収集 (想定4日)

高瀬川群の装着可能なメス1頭にGPS発信機を装着する。また、令和5年度に装着された山麓線群のGPS発信機の測位データと合わせて高瀬川群及び山麓線群の遊動域(行動圏)を把握する。装着個体の捕獲は麻酔銃又は箱わな(町貸与)を用いて行うこととする。

(3) 追跡調査 (想定2日)

群れの行動特性を継続的に把握するため、高瀬川群及び山麓線群の追跡調査を実施し、群れの特性(福島県加害レベル評価に準ずる)を把握する。

(4) 個体数カウント調査 (想定4日)

高瀬川群及び山麓線群の雌雄及び性年齢別の個体数を全数カウントする。

(5) 悪質個体の選択捕獲 (想定3日)

上記の(2)、(3)、(4)を実施する中で、有害個体を特定できた場合、捕獲を実施する。昨年の被害報告の中で、人馴れをしており、悪質な被害を出す個体が3頭確認されているため、必要に応じて最大3頭まで捕獲を実施する。捕獲は麻酔銃を用いて行うこととする。

※調査の結果選択捕獲が不要の場合、この業務は省略可能であるが、不要であった根拠について、報告書に記載することとする。

(6) 捕獲後の処理について

(ア)捕獲個体は、できる限り速やかに苦痛のない方法で安楽殺する。

(イ)捕獲された場合は捕獲場所、日時、個体の性別、外部所見、基本的な個体データ(体長、体重等)、写真(側臥位部、鼠径部及び歯式等)を計測・記録する。

(ウ)捕獲個体の運搬・処理は、捕獲開始前に町と協議し決定する。

(7) 事業報告

調査結果、捕獲結果をとりまとめ、事業全体に関する課題整理を行い、令和7年度

以降の対策に資するための長期的視点に立った提言等を記載した実績報告書を作成し、紙媒体での報告書2部（A4サイズ、カラー）と報告書等の電子データを収納した電子媒体（CD-R または DVD-R）1部を成果物として提出する。

7. その他

(ア) 本事業の実施に当たっては、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」及びその他関係法令を遵守するものとする。

昨年度までの高瀬川群及び山麓線群の頭数や遊動域、被害等の情報は、浪江町及び福島県事業より引用する。